

## 大月市景観計画 第1回策定委員会 会議録

- 1 会議名 大月市景観計画第1回策定委員会
- 2 開催日時 平成24年1月27日(金)午後2時から午後4時15分
- 3 開催場所 大月市民会館 4階 視聴覚室
- 4 出席者(敬称略)

### 出席委員

前田 昭彦、山田 善一、卯月 政人、星野 喜忠、河西 悦子、  
土屋 安男、中田 民雄、奈木 正次、小俣 孝、天野 統一  
志村 忠義、長田 重知、和田 昌弘、佐藤 安孝、井上 久、  
大澤喜代子、小鷹 侑子、河西 秀樹、星野 雄一、佐藤 次男、  
天野 工

### 欠席委員

山口 雅典

### 事務局

鈴木地域整備課長、都市整備担当山口リーダー、都市計画担当岸野、三木  
(委託業者)

(株)パスコ 江上、大橋、小杉

### 会議録署名委員

前田昭彦委員長

### 5 議題

#### 【1】開会

開会あいさつ

#### 【2】委嘱状の交付

市長交付

#### 【3】市長あいさつ

#### 【4】事務局紹介

#### 【5】委員長及び副委員長選任

- ・委員長に前田委員、副委員長に星野委員を選出した。

#### 【6】議題

##### (1) 大月市景観計画策定について

- ・会議資料に基づき、事務局より説明

##### (2) 景観法、景観計画について

- ・会議資料に基づき、委託業者の(株)パスコより説明

○議題に対する質疑応答

委員：大月市が景観行政団体になるということは、どのような意味があるのですか。

事務局：景観法に基づく景観団体は、従来は山梨県が担っていて、山梨県内の景観に関わるさまざまな規定とか、誘導に対する主体的な役割を担ってきました。今回県の同意を得て、大月市が景観行政団体になった事により、これからは大月市が主体的に景観行政を進めていけるという形になっています。これに伴って、大月市の景観行政の考え方を示すものとして、景観計画を作っていくこととなります。

委員長：説明資料のように、景観法の施行以前にも独自の景観形成条例などを定めた自治体はありましたが、法的な担保が無く実効性に乏しいという問題がありました。一例を挙げれば、市街地の中に高層のマンションがポコンと立ち上がることは、周辺住民にとっては排除したいことですが、違法性が無いために建設業者は造ろうとします。今までの景観条例（景観形成条例）でも高さなどの防衛策をとりましたが、それはあくまでもお願いであって、地区計画を定めていなければ法による担保はありませんでした。景観法を使えば、大月市にふさわしい景観形成を図るために、強制力をもった景観計画・景観条例をつくれるようになりますが、そのためには、景観行政団体になって主体的な景観計画・景観条例を定める必要があります。

委員：平成17年に景観法が施行された後、県が行政団体になり進めていたが、大月市は、その間どのようにしていたのか、なぜここまでずれ込んだのか。

事務局：山梨県で最初に計画作成したのは山中湖村で完成がH22.5.17です。その後北杜市、南アルプス市、忍野村、甲府市等がH22～23年の間に策定しています。大月市では、H21～23年までの3年間、県の補助金制度があるなかで検討してきましたが、昨年9月に予算計上されて決定し、今回積極的に取り組むこととなりました。

委員：経緯はわかりましたが、大月駅周辺整備事業が平成18年から始められ、担当の地域整備課が関わり、どうしてもっと早く大月駅周辺整備事業についても景観法を使えるように出来なかったのか。もしも景観法が使えたなら、もっと違う方向になっていたのではないかと思い、またその当時の景観法だけではなく、色々な事業等で行うことができなかったのか。特にこの時期に整備されている事項なので意見をのべさせて頂きました。

事務局：駅前南口整備の時にそのような話が出たそうですが、地元の賛同を頂けなかったということ、自分たちの合う方向に行きたいということで聞いております。

委員：住民の話だけではなく、全体の景観を考える上で行政の景観法を早く運用できる方向で景観条例がなくてもできなかったのか、また、法律もいち早く

取り入れられなかったのかと思います。

委員長：そのような意見があったということで承りました。ありがとうございました。  
やりかたとしては、区画整理による駅前再開発としているのなら、今の法律  
でできる地区計画をかける方法もあったのですが、あまり規制をして欲しく  
ないということでしょうか。

事務局：そのように聞いております。

委員長：景観計画の検討を進める中で、具体の規制に関して、建築物の高さがよく問  
題になっています。大月市の場合は、建築物の高さはあまり問題にならない  
のかと思われませんが、色彩とか、視点の制限で問題にかかってくるのかと思  
われますので、この委員会ではかなりシビアに議論しなければいけないかと思  
います。

委 員：委員参加に当たり大月市がどのような考えで取り組むのか、疑問を感じ今回  
参加しています。大月市の駅周辺が一番のメインのところ、その計画が既  
に定められていて、決定されている中でこれから景観ということですから、  
若干前後している印象を持っています。それとともに、景観法を考える上で、  
先ほど説明を受けましたが、見てくれということだけではなく、地域がどの  
ようになっていくかが先にあってそれから景観があってと考えております。  
大月市がどのような市として存続していくのかを背景に入れながら景観を考  
えていくべきかと思います。

委員長：今後の大月市を考えた景観計画を策定することだと思います。

委員長：景観重要建造物又は景観重要樹木を指定するとどのような意味があるの  
でしょうか。

事務局：国の文化財等に指定されている以外にも、大月市の景観において重要な建  
造物・樹木については、この計画の中で保存・管理等の方針を位置づけて、維  
持管理していく事ができます。

委員長：市内を見て回ると、面白い建造物や大きな樹木があり、その辺も景観計画  
を検討する上でのポイントになるかと思えます。景観重要建造物になると、建  
築基準法の規制が緩和されて、既存不適格建物の修理ができる等のメリット  
があるときいています。景観重要樹木も指定されると何らかのメリットがあ  
ると思いますが、調べておいて下さい。

委 員：景観行政団体になるということで、従来山梨県が持っていた権限を大月市が  
移譲されたという説明ですが、県としての大きな網が既に掛かっているのか、  
それとも大月市として特に既成の制約されたものはなくフリーでできるのか。

事務局：現在山梨県の景観条例が制定されていて、大月市が今回1月1日付けで景観  
行政団体になりましたが、来年3月を目途に景観計画を立て、景観条例を制  
定する予定です。県の方で資料として「美しい県土づくりガイドライン」が

あり、そのなかで、全県の景観に対する考え方が示されています。県では大規模な行為に対する制限であるとか、屋外広告に関する制限等のルールを持っています。今後、大月市の景観条例をつくっていきますが、それに入らない部分が出てくる場合は、県の条例を適用してゆくかたちになってゆくかと思われま

委員：基本的には大月市でつくと理解してよいのですね。フリーハンドで大月市の計画でよいのですね。

事務局：フリーハンドかどうかは、今後の協議をしていくなかで決めていくわけですが、大月市の景観を良くしていくために、こうした点は守っていかうとするところは、行為の制限である程度決めていきます。景観法に基づく条例で、法的にも確りした条例がつくれますので、皆さんが守っていただければいけないとするものが作れるので、大月市の良くしていくところ、直していくところ、残していくところを決めていただくことかと思

委員：今後の委員会の方向性ですが、6回の会議開催予定と建物、樹木の指定など書かれていますが、現地でそのようなものを見る機会が委員会で計画されているのか、机上での制定を進めていくのか、その点についての方向性を教えていただきたい。

事務局：現在は机上での計画ですが、策定委員会で現地を見たいというご要望があれば、そのような機会を検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員：県の方がお見えですが、富浜に二三軒ですが鳥沢宿の家並みがあります。国道沿いに水除けの砂袋が並べてあり景観的にはよくありませんが、このような対応もできますか。

事務局：国土交通省から既に工事の発注がされているそうです。土のうが積んであるのは、応急措置ですのでご理解をいただきたい。

委員：30年、50年経ってからこれは良かったという景観条例をつくれたらと思います。文化財を活用して、周辺環境と相まった情景を創る事が出来れば良いと思います。文化財は各処にあるとおもいますが、そのような面からも考えていただければと思

委員長：文化財は景観計画には大切なものですので、そうした視点からの計画検討も必要となります。

委員：景観計画の対象をどこにするかの問題で、森林景観を対象とすることもありますが、大月市は森林が8割方の地域ですので、そこまで踏み込んでやると

事務局：策定委員会で検討していきたいと思

委員長：景観法のすごいところは、今までの景観行政は主に都市計画手法の枠組みで

都市計画区域の中でしたが、景観法はどこでも対象にできることです。ですから、市域全域で可能です。

委員：大月市民の景観意識について、平成10年に実施されたアンケート調査は、私も回答しました。今回の計画検討のためのアンケートではなかったと思いますが、このアンケート調査はどのように活用されたのでしょうか。

事務局：今回の資料としたアンケート調査は、当時景観法がない時期に、大月市で景観ガイドプランを作成したときに実施・活用しました。新たなアンケートも実施するべきか検討はしましたが、予算等のこともあり、皆さんの意見を聞きながら計画を策定することになりました。調査当時に住民の皆様に提示できなかったことをお詫びいたします。

委員長：広報がうまくいっていなかったようで、今後はよろしく願います。当時の景観ガイドプランは、今回の景観計画を考えるのにかなり参考になると感じています。これを評価して景観計画をつくっていったらよいかと思います。

委員：10数年前のアンケートを参考にといわれても、大月市の状況も変わってきていますが、市の総合計画をいくつかやっていると思いますので、その時に景観に関するアンケートも入っているかと思いますが、10年以降さまざまなアンケートで景観に係る事項があれば参考にできませんか。

事務局：貴重な意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

委員：東京生まれの東京育ちで、こちらに越してきて20年経ちました。猿橋のはずれの小篠に住んでいますが、現在と来たときとで風景は変化していて、田んぼが無くなりました。田植え時期にはあおあおと、秋には黄金色になった田んぼが、見るも無残に耕作放棄地になっています。また、空家がすごく目立って、鳥沢の街にも住んでいないのかと思われる家が取壊されないままで放置されているなど、色々な意味で景観も、私の景観に関する考え方も変わってきています。

委員長：空家、耕作放棄地の問題も景観計画に盛り込める内容かと思います。棚田の保全を景観計画に入れているところもありますが、維持する団体の問題も含め景観計画入れていく枠組みがつくれるので、耕作放棄地も入れていくといいと思います。

委員：アンケート調査の永住意向に関する設問で、年齢別の永住意向は出ているのか。50歳代以上は、住み続ける以外にないが、まちづくりをするには若い人たちに住み続けたいと思ってもらう事が大切ではないか。

委員長：20～29歳が28.6%で30代が27.3%、40代が48.8%、50代54.5%、60代70%、70歳以上が87.5%で、40歳までは28%位という結果がでています。若い人の永住意識が低いという結果が出ています。

(3) その他

- ・議事録の公表について、協議の要旨を公開することとし、委員氏名を公開しない事について、合意を得た。
- ・議事録公表前の確認を委員長一任とすることについて、合意を得た。
- ・委員会の傍聴について、委員から提言を頂き、傍聴を可能とする事について、合意を得た。